

『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

- 1 リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期の特例（所法65）の廃止等に伴う整備
リース取引について、リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期の特例の廃止に伴う所要の整備を行うほか、法人税基本通達の取扱いに準じた所要の整備を行う（所基通36-8の6等）。
- 2 信託に係る所得の金額の計算（所法67の3）の改正に伴う整備
役員等が特定法人課税信託の受益者等となったことにより当該特定法人課税信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合において、その該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなされる特定株式について、その取得に係る所得区分を明らかにするとともに、その該当しないこととなった時における価額の取扱いを明らかにするなど所要の整備を行う（所基通67の3-1、67の4-2）。
- 3 特定親族特別控除（所法84の2）の創設に伴う整備
特定親族特別控除の創設に伴い、特定親族に含まれる「里親に委託された児童」の範囲を留意的に定めるほか、所要の整備を行う（所基通84の2-1等）。
- 4 その他所要の整備
上記のほか、所要の整備を行う。